まで、五八九二、五八九三、五八九三の子、五八九四から五八九六まで、五八九七の一、五八九八から五九〇一まで、五九〇二の一、五九〇二の二、五九〇三から五九〇八まで、五九〇九の一から五九〇九の三まで、字小屋場五九一〇から五九二一まで、五九二一の一から五九二一の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市加賀田三八九二の一から三八九二の三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び河内長野市に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分一二八三の八、一二八三の九、一二八三の一二、一二八三の一三（次の図に示す部分に限る。）、一二八七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県別府市大字東山字川上堺三五七四の三二、三五七四の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字冬村向九八八五の二七から九八八五の三一まで、九八九七の七、九八九九の一〇

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第九十五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十一日から施行する。

平成二十二年四月十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

二の表の第1に次のように加える。

エリトリア		輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物

○国土交通省告示第三百九十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺字上岡二七七番一から同県下都賀郡岩舟町大字小野寺字栗崎三〇六番まで	前	最大 一四二 最小 四八	一、一九四
	後	最大 一四〇 最小 四六	

○国土交通省告示第三百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺字西谷六六番五四から同県犬上郡多賀町大字敏満寺字西谷六六番二七まで	前	最大 二二二 最小 一九八	三三
	後	最大 二四三 最小 一九八	

○国土交通省告示第三百九十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北関東自動車道	佐野市小見町字入馬場一二九六番二から栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺字長尾七七八番まで	平成二十二年四月十七日十五時